**農業経営基盤の強化の促進に関する**

**基本的な構想**

令和４年３月

川　島　町

**第１　農業経営基盤の強化の促進に関する目標**

１　川島町は、埼玉県のほぼ中央部、都心から４５ｋｍ以内の圏内に位置し、東西約１０ｋｍ、南北約８ｋｍ、総面積４１．６３ｋ㎡である。また、本町の西側を南北に国道２５４号が通り、東西を首都圏中央連絡自動車道が走り、川島インターチェンジで交差する。

本町の耕地面積は、約２，０３０ｈａであり、農業経営形態は、主穀・畜産・露地・施設野菜等を中心とした多作目による複合経営が主体である。

今後は、施設園芸における新品種や新技術の導入等による品質の向上と安定的生産、さらにブランド化を進めるとともに、加工や販売方法の研究・開発を図り特産物の高付加価値化を確立する。

また、主穀を中心とする経営規模拡大志向農家と施設園芸等の集約的経営を展開する農家との間で、労働力提供・農地の貸借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合型農業の発展をめざす。

さらに、このような農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

２　本町の総農家数は974戸であり、1戸あたりの平均耕地面積は約２．０８ｈaとなります。首都圏近郊に位置するため兼業化が進み、恒常的勤務による兼業農家が多数を占め、土地利用型農業を中心とした農業の担い手不足が深刻化している。

また、本町では、これまで農家の農地の資産的保有志向が強く、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化は、顕著な進展を見ないまま推移してきた。しかし、近年は兼業農家の高齢化、農業機械の老朽化、土地改良や世代交代等を契機に農地の流動化が進みつつある。

３　本町は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、産業として自立できる農業、さらに、魅力とやりがいを備えた職業としての農業を育成する観点に立ち、将来（概ね１０年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、本町及びその周辺市町村において、現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者１人当たり２９０万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者１人当たり１，８００時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指すものとする。

４　本町は、将来の本町の農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、本町は、隣接する東松山市・吉見町とともに、埼玉中央農業協同組合、農業委員会、東松山農林振興センター等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため、人と農地の問題の解決に向けた「未来の設計図」となる「人・農地プラン」を策定し、十分に整合がとられるよう推進する。さらに、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落のすべてにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号。以下「法」という。）第１２条第１項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、埼玉中央農業協同組合と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、東松山農林振興センターの指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

さらに、町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、法第１２条の農業経営改善計画の認定制度、法１４条の４青年等就農計画の認定制度については、両制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者・認定新規就農者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者・認定新規就農者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本町が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした構造対策事業等の実施に当たっても、当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の育成に資するよう、事業計画の策定等において経営体の育成の観点から十分な検討を行う。

５　本町は、農業委員会、農協の担当職員で構成する指導チームを設置し、東松山農林振興センター等の協力を受けて、認定農業者若しくは組織経営体又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農協支店単位の研修会の開催等を行う。

また、新規の集約的作目導入を図るため、同支援チームの下に、市場関係者や県経済連担当者の参画を得つつ、マーケティング面からの検討を行い、産地化をねらいとした戦略的振興作目を選定した上で、その栽培に関する濃密かつ重点的な指導を行い、水稲と組み合わせた複合経営の発展を図り、より効率的で安定した農業の確立に努める。

なお、農業経営改善計画の期間を満了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

６　新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

（１）新規就農の現状と計画

　　本町の令和３年度末での認定新規就農者(累計)は１０名であるが、町の基幹産業である農業を発展させていく必要があるため、将来にわたって地域農業の担い手を、年間で１人程度安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

（２）新規就農の現状及び新規青年就農者等の確保に関する目標

本町は、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要があることから、将来（農業経営開始計画から５年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等については、本町及び周辺地域の優良な農業経営の事例や他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる従事者１人あたり１，８００時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から５年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（３に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の６割程度の農業所得、すなわち主たる従事者１人あたりの年間農業所得２５０万円程度）を目標とする。

（３）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた本町の取り組み

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については東松山農林振興センターやＪＡ等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

**第２　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標**

第１に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりとする。

［個別経営体］

（農業経営の指標）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 営農類型 | 経営規模等 | 生　産　方　式 | 経営管理の方法 | 農業従事の  態　様　等 |
| №１  主穀経営 | ＜基幹作目＞  水稲　　 ８ha  小麦　　 ５ha  二条大麦 ２ha  ＜経営面積＞  １５．０ha | ＜資本装備＞  トラクター(50ps) １台  トラクター(30ps) １台  コンバイン(5条)　１台  乗用田植機(6条)　１台  トラック　　　　 １台  ドリルシーダ　 １台  防除機 １台  深耕ロータリー １台  ＜経営条件＞  ・農業経営基盤強化促進事業による土地の面的集約  ・土壌中湛水直播きにより省力化  ・乾燥調整出荷は地域施設を利用 | ・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る。  ・青色申告の実施 | ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入  ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止 |
| №２  いちご複  合経営 | ＜基幹作目＞  いちご 2,000㎡  水稲　　2.5ha      ＜経営面積＞  　　２．７ha | ＜資本装備＞  ビニールハウス 2,000㎡  トラクター(30ps) １台  トラック　　　　 １台  コンバイン　 １台  管理機・田植機 １台  動力噴霧機 １台  予冷庫(5㎡)　　 １台  温風暖房機　 １台  ＜経営条件＞  ・ハウスは省力型  ・集出荷場は共同利用  ・ブランド化の確立  ・乾燥調整出荷地域施設を利用 | ・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る  ・青色申告の実施 | ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入  ・主穀部門の協業化 |
| №３  トマト複合経営 | ＜基幹作目＞  ﾄﾏﾄ　 2,000㎡  水稲　　 3ha  ＜経営面積＞  　　３．２ha | ＜資本装備＞  ビニールハウス 2,000㎡  コンバイン　　 １台  トラクター(30ps) １台  管理機・田植機 １台  動力噴霧機 １台  予冷庫 １台  自動カーテン装置  温風暖房機　　 １台  トラック　　　 １台  堆肥盤  ＜経営条件＞  ・ブランド化の確立  ・セル成型苗の共同購入  ・ハウスは省力型  ・乾燥調整出荷には地域施設を利用  ・集出荷場は共同利用 | ・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る  ・青色申告の実施 | ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 |
| №４  施設きゅうり経営 | ＜基幹作目＞  促成キュウリ3,000㎡              ＜経営面積＞  　　０．３ha | ＜資本装備＞  ビニールハウス 3,000㎡  トラクター(30ps) １台  自動カーテン装置  施肥かん水装置  トラック 　　　 １台  温風暖房機  自動噴霧機 　　 １台  堆肥盤  ＜経営条件＞  ・ブランド化の確立  ・施肥かん水は自動装置  ・集出荷場は協同利用  ・畜産経営との堆肥有効利用 | ・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る  ・青色申告の実施 | ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入  ・選別・荷造りの簡素化及びパートを活用 |
| №５  切花経営 | ＜基幹作目＞  バラ　2,500㎡  ＜経営面積＞  水耕栽培2,000㎡  土壌栽培 500㎡ | ＜資本装備＞  施設ハウス　　2,500㎡  トラクター(20PS）１台  温湯温風施設  自動カーテン装置  土壌消毒機  トラック　 　　　１台  ＜経営条件＞  ・温室は複合環境制御  ・パソコンの活用  ・養液栽培システム１式  ・省力型防除機  ・保冷庫  ・多目的細霧システム | ・複式簿記記帳　により経営と家計の分離を図る  ・青色申告の実施  ・市況予測、販売計画にパソコンを活用 | ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入  ・農繁期の雇用確保 |
| №６  水耕経営  (みつば) | ＜作付面積＞  水耕みつば 3,000㎡  ＜経営面積＞  　　 3,000㎡ | ＜資本装備＞  施設ハウス 　3,000㎡  水耕装置  複合環境制御装置  全自動養液システム  パネル洗浄機  予冷庫  ＜経営条件＞  ・年９作の周年栽培  ・施設は複合環境制御  ・養液管理は全自動化  ・パソコンの活用 | ・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る  ・青色申告の実施  ・市況予測、販売計画にパソコンを活用 | ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入  ・高齢者組織による請負制度やパート労働力の導入 |
| №７  鉢物経営 | ＜作付面積＞  ﾎﾟｲﾝｾﾁｱ 2,500㎡  ゼﾗﾆｭｰﾑ　1,200㎡  ガｰベﾗ　 1,300㎡  ｻｲﾈﾘｱ　500㎡  ＜経営面積＞  　　5,500㎡ | ＜資本装備＞  ビニールハウス 5,500 ㎡  温風暖房装置  トラクター　　　 １台  動力噴霧器  トラック　　　　 １台  用土混合機  ＜経営条件＞  ・ハウスは省力型 | ・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る  ・青色申告の実施 | ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入  ・高齢者組織による請負制度やパート労働力の導入 |
| №８  ｷｭｳﾘ複合  経営 | ＜作付面積＞  促成キュウリ2,000㎡  抑制キュウリ2,000㎡  水稲　　　1ha  ＜経営面積＞  　　 １．４ha | ＜資本装備＞  ビニールハウス 4,000㎡  自動カーテン装置  温風暖房装置  トラクター(20PS) １台  防除機  トラック　　　　 １台  施肥灌水装置  コンバイン　　　 １台  炭酸ガス発生機  ＜経営条件＞  ・ハウスは省力型  ・水稲は地域施設を利用 | ・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る  ・青色申告の実施 | ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入  ・雇用労力の確保  ・主穀部門の協業化 |
| №９  露地野菜  経営 | ＜作付面積＞  ブロッコリー  　早春　　10a  　夏播き　10a  ホウレン草 10a  なす　　　20a  水稲　　 ３ha  小麦　　 ２ha  大麦　　 １ha  ＜経営面積＞  　　３．５ha | ＜資本装備＞  トラクター  コンバイン  結束機  シダーマルチャ  育苗ハウス  防除機  トラック  ＜経営条件＞  ・水稲の乾燥調整は地域施設を利用 | ・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る  ・青色申告の実施 | ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入  ・臨時雇用労力の確保 |
| №１０  酪農経営 | ＜飼養頭数＞  搾乳牛35頭  育成牛10頭  ＜作付面積＞  飼料用ﾄｳﾓﾛｺｼ５ha  ｲﾀﾘｱﾝﾗｲｸﾞﾗｽ２ha  ソルガム １ha | ＜資本装備＞  牛舎　　　　　600㎡  コーンハーベスタ １台  トラクター(40Ps）１台  堆肥化施設一式 　１台  バルククーラー 　１台  パイプラインミルカー  ロールベーラ  トラック  サイロ  自動給餌機  ＜経営条件＞  遊休地の利用  　団地化された牧草地  優良牛の導入  　自給飼料の向上 | ・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る  ・青色申告の実施  ・パソコンによる自給飼料分析、経営分析 | ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入  ・ヘルパー制度の活用 |
| №１１  養豚経営 | ＜飼養頭数＞  種雄豚　 ４頭  種雌豚 50頭  育成豚 17頭  肉豚 560頭 | ＜資本装備＞  分娩豚舎　　　 113㎡  肉豚舎　　　　 676㎡  種雄豚舎　　　 66㎡  種雌豚舎　　　 88㎡  育成豚舎　　　 66㎡  堆肥舎　　　　 195㎡  自動給餌機　　 ２台  トラック 他  ＜経営条件＞  ・系統造成豚を主体に供　給  ・肉豚はLWD（LWH）の三元交配豚 | ・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る  ・青色申告の実施  ・パソコンによる経営分析 | ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入  ・ヘルパー制度の活用 |
| №１２  肉用牛 | ＜飼養頭数＞  肥育牛 100頭 | ＜資本装備＞  肥育舎　　　　 679㎡  カーフハッチ  飼料タンク  簡易サイロ  自動給餌機  トラック　　　 　１台  牛衝機  堆肥舎　　　　 260㎡  ＜経営条件＞  ・優良素牛（スモール）は酪農組織から安定的に導入  ・飼料給与はコンプリードフィード方式 | ・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る  ・青色申告の実施 | ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入  ・雇用労働力の確保による過重労働の防止 |
| №１３  養鶏 | ＜飼養頭数＞  採卵鶏常時  21,000羽  ＜経営規模＞ | ＜資本装備  育雛舎　　　　 104㎡  育雛器  育成舎 470㎡  成鶏舎 2,600㎡  鶏糞発酵乾燥機  除奮機  トラック  自動給餌機  ＜経営条件＞  ・雛は初生びなで導入  ・パソコン等を活用した経営管理 | ・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る  ・青色申告の実施 | ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入  ・雇用労働力の確保による過重労働の防止 |

〔組織経営体〕

　（農業経営の指標）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 営農類型 | 経営規模等 | 生　産　方　式 | 経営管理の方法 | 農業従事の  態　様　等 |
| №１  主穀経営  （主たる従事者２人） | 〈作付面積等〉  水稲　　25ha  小麦　　14ha  ビール大麦　　６ha  ＜経営面積＞  　４５．０ha | ＜資本装備＞  （中型機械化一貫体系）  トラクター(70PS) ２台  普通型コンバイン １台  コンバイン(5条刈) ２台  乗用田植機(6条刈) ２台  ドリルシーダ　 ２台  トラック ２台  〈その他〉  ・米麦二毛作体系（一部）  ・麦類は期間借地を中心  ・麦類は団地化  ・湛水直播栽培による低コスト省力化  ・乾燥調整出荷には地域施設を利用 | ・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る。  ・青色申告の実施 | ・給料制の導入  ・社会保険等の加入  ・農繁期における臨時雇用従事者の確保 |

**第３　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの新たなに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標**

　第１に示したような目標を可能とする、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、第２で示した効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標を踏まえ、本町における主要な営農類型についてこれを示すと次の通りである。

［個別経営体］

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 営農類型 | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事の態様等 |
| 観光農園  （いちご）  基幹従事者  ２名 | ＜作付面積等＞  いちご 　18ａ  ＜経営面積＞  　　　　 18ａ | ＜資本装備＞  ビﾆｰﾙﾊｳｽ 　 1,800 ㎡  耕運機　　　 1台  動力噴霧器　　 　1台  軽トラック 1台  温風暖房機  ＜その他＞  ・観光摘み取り | ・青色申告の実施  ・圃場別・個体別の情報管理による技術の高度化  ・役割の明確化と労働の適正評価  ・各種研修への参加  ・新技術及び市場情報等の収集 | ・給料制、休日制の導入  ・年間労働配分を考えた作目、品種、作型の組合せ  ・企業的労務管理の実施  ・農作業環境の改善、機械化の推進による労働環境の快適化 |
| いちご複合  基幹従事者  ２名 | ＜作付面積等＞  いちご 12ａ  水稲　　1.2ha  ＜経営面積＞  　　　　1.4ha | ＜資本装備＞  ビﾆｰﾙﾊｳｽ 　　1,200 ㎡  ﾄﾗｸﾀｰ(30ps） 1台  ｺﾝﾊﾞｲﾝ(3条） 　 1台  乗用田植機(5条) 1台  軽トラック 1台  ＜その他＞  ・基盤整備された１区画30ａの汎用水田  ・水稲の乾燥調整､出荷には地域施設活用 |
| 主穀単一  基幹従事者  １名 | ＜作付面積等＞  水稲　　　3ha　　 小麦　　1.2ha  大豆 　 0.5ha  ＜経営面積＞  　　　　4.7ha | ＜資本装備＞  ﾄﾗｸﾀｰ(50ps) 1台  ﾄﾗｸﾀｰ(30ps)　　　1台  ｺﾝﾊﾞｲﾝ(4条） 　 1台  乗用田植機(6条) 1台  軽トラック 　　　1台  温湯消毒機　　　 1台  ＜その他＞  ・米麦は一部二毛作体系  ・１ha以上に団地化された農用地  ・水稲の乾燥調整､出荷には地域施設活用 |
| 施設野菜  複合  基幹従事者  ２名 | ＜作付面積等＞  きゅうり 12ａ  トマト　 12ａ  水稲　 1.2ha  ＜経営面積＞  　　 1.5ha | ＜資本装備＞  ビﾆｰﾙﾊｳｽ 1,200 ㎡ (2棟)  作業場兼車庫  トラクター(30ps) 1台  ｺﾝﾊﾞｲﾝ(3条） 　 1台  乗用田植機(5条) 1台  自動カーテン装置  施肥かん水装置  軽トラック　　　１台  温風暖房機  ＜その他＞  ・集出荷場は協同利用  ・水稲の乾燥調整､出荷  には地域施設活用 | ・青色申告の実施  ・圃場別・個体別の情報管理による技術の高度化  ・役割の明確化と労働の適正評価  ・各種研修への参加  ・新技術及び市場情報等の収集 | ・給料制、休日制の導入  ・年間労働配分を考えた作目、品種、作型の組合せ  ・企業的労務管理の実施  ・農作業環境の改善、機械化の推進による労働環境の快適化 |
| 鉢物・苗物  基幹従事者  ２名 | ＜作付面積等＞  鉢物　　 9ａ  苗物　　 9ａ  ＜経営面積＞  　　　　 15ａ | ＜資本装備＞  ハウス施設　1,500 ㎡  作業場兼車庫　　１棟  温風暖房装置  トラクター　　　１台  トラック　　　 １台  動力噴霧器  シェード施設  ＜その他＞  ・施設は複合環境制御 |
| しいたけ  複　　　合  基幹従事者  ２名 | ＜作付面積等＞  しいたけ　4ａ  水稲　　0.6ha  ＜経営面積＞  　　　　 1ha | ＜資本装備＞  しいたけハウス200㎡  作業場兼倉庫  トラック　　　 １台  ＜その他＞  ・基盤整備された１区画30ａの汎用水田  ・水稲の乾燥調整、出荷には地域施設を活用 | ・青色申告の実施  ・圃場別・個体別の情報管理による技術の高度化  ・役割の明確化と労働の適正評価  ・各種研修への参加  ・新技術及び市場情報等の収集 | ・給料制、休日制の導入  ・年間労働配分を考えた作目、品種、作型の組合せ  ・企業的労務管理の実施  ・農作業環境の改善、機械化の推進による労働環境の快適化 |
| 養豚複合  経　　　営  基幹従事者  ２名 | ＜作付面積等＞  種雌豚　 15頭  種雄豚　　1頭  育成豚　 6頭  肉豚　 168頭  水稲　　1.2ha  ＜経営面積＞  1.8ha  年間出荷288頭 | ＜資本装備＞  分娩舎　　　　 35 ㎡  種雌豚舎　　　 27 ㎡  種雄豚舎　　　 20 ㎡  育成豚舎　　　 20 ㎡  肉豚舎　　　　 20 ㎡  自動給餌機　　　１基  消毒用装置　　　１台  堆肥発酵装置　　１基  ＜その他＞  ・種豚候補豚は系統造成豚を主体に供給  ・種雌豚はサキタマ系  ・肉豚はLWD(LWH)の三元交配豚 |
| 養鶏複合  経　　　営  基幹従事者  ２名 | ＜作付面積等＞  採卵鶏3,000羽  育成舎　140㎡  水稲　　1.2ha  ＜経営面積＞  1.5ha | ＜資本装備＞  成鶏舎　　　　360㎡  育雛舎　　　 　15㎡  自動給餌機　　　 1基  鶏糞発酵乾燥機　 1基  除糞機　　　　　 1基  ＜その他＞  ・鶏卵はコンテナによる出荷を主に一部直売宅配等で有利販売も行う |

［組織経営体］

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 営農類型 | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事の態様等 |
| 鉢物・苗物  基幹従事者  ２名 | ＜作付面積等＞  鉢物　 　12ａ  （ポインセチア）  花苗　　12ａ  野菜類　　9ａ  草花鉢・苗16ａ  ＜経営面積＞  　　　　1.5ha | ＜資本装備＞  ビニールハウス 1,620㎡  ガラスハウス 　 900㎡  パイプハウス　900㎡  作業場室　　　300㎡  フォークリフト　1台  自動かん水設備  ＜その他＞  ・露地を利用した栽培体系確立する。鉢物は全量、自社直売用に特化した生産を行う | ・青色申告の実施  ・圃場別・個体別の情報管理による技術の高度化  ・役割の明確化と労働の適正評価  ・各種研修への参加  ・新技術及び市場情報等の収集 |  |
| 養　　　蜂  基幹従事者  ２名 | ＜飼養頭数＞  貸蜂　6,000群  売蜂　7,200群  ＜経営面積＞  　　 0.3ha | ＜資本装備＞  トラック3ｔ　 　1台  トラック1.5ｔ 　3台  軽トラック　　　1台  フォークリフト 3台  倉庫　　　　 6,90㎡  ＜その他＞  ・販路の拡大と確保  ・花粉交配業として、各種農業に貢献していく |
| 水耕みつば  基幹従事者  ２名 | ＜作付面積等＞  みつば 　48ａ  ＜経営面積＞  　　　　48ａ | ＜資本装備＞  ガラス温室 3,000㎡  作業場兼車庫 120㎡  水耕装置  下葉取り機 3台  全自動梱包機　　1台  予冷庫　　　 　18㎡  水耕施設改室3,000㎡  ＜その他＞  ・年１０作の周年栽培  ・施設は複合環境制御  ・養液管理は全自動化 |

**第４　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項**

１　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第２に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

〇効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

|  |  |
| --- | --- |
| 効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標 | 備　考 |
| ５０％ |  |

○効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

農地中間管理事業の実施により、効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

２　農用地の利用関係の改善に関する事項

（１）農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

本町の平坦部においては、水稲を主体とする土地利用型農業が盛んであり、認定農業者等への農地の利用集積が進んできているが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

（２）今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが予想される。そのため担い手育成及びそれらの者への農地の利用集積を推進するため具体的に以下の施策・事業の実施を図っていく。

（３）関係団体等との連携体制

本町では、関係機関が有する農地の情報の共有化を目指し、地域の担い手への面的集積を促進するため、関係各課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構等が連携して施策・事業等の推進を実施する。

**第５　農業経営基盤強化促進事業に関する事項**

本町は、埼玉県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第５「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、本町農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

①　利用権設定等促進事業

②　農地中間管理事業の実施を促進する事業

③　農用地利用改善事業の実施を促進する事業

④　委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業

⑤　農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業

⑥新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事業

⑦　その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア　中山地区・伊草地区においては、農業者の高齢化が進み、また後継者不足などにより、耕作放棄が目立ち、遊休農地もこれに比例して増加している。これに対応すべく、担い手農家に農地を賃貸し耕作をしてもらう利用権設定等促進事業を重点的に実施する。

イ　三保谷・出丸・八ツ保・小見野地区においては、特に、農用地利用改善事業を重点的に推進する。このことによって、担い手への農地の集積を推進し、担い手農業者が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう農業経営基盤の強化を図る。

更に、本町は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

１　利用権設定等促進事業に関する事項

（１）利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

①　耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和２７年法律第２２９号）第２条第３項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア　農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ）その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

（オ）所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ　混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ　農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができると認められること。

②　農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農業生産法人にあっては、（ア）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③　農業協同組合法（昭和２２年法律第１３２号）第１０条第２項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第１１条の５０第１項第１号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成２５年法律第１０１号）第２条第４項に規定する農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法（平成１４年法律第１２７号）附則第６条第１項第２号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④　賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が法第１８条第２項第６号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア　耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ　本町長への確約書の提出や本町長との協定の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ　その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤　農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第２条第３項第２号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農業生産法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

⑥　①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙１のとおりとする。

（２）利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙２のとおりとする。

（３）開発を伴う場合の措置

①　本町は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成２４年５月３１日付け２４経営第５６４号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）様式第７号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

②　本町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア　当該開発事業の実施が確実であること。

イ　当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ　当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

（４）農用地利用集積計画の策定時期

①　本町は、（５）の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

②　本町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の３０日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

（５）要請及び申出

①　川島町農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、本町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

②　本町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第５２条第１項又は第８９条の２第１項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

③　農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

④　本町の全部又は一部をその事業実施区域とする農地中間管理機構は、その事業実施区域内の農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

⑤　②から④に定める申出を行う場合において、（４）の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の９０日前までに申し出るものとする。

（６）農用地利用集積計画の作成

①　本町は、（５）の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。

②　本町は、（５）の②から④の規定による農地中間管理機構、農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

③　①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、本町は、農用地利用集積計画を定めることができる。

④　本町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（（１）に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

（７）農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

1. 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
2. ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積（(1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）

③　①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所

④　①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係

⑤　①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係

⑥　①に規定する者が(1)の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項

ア　その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

イ　その者が毎事業年度の終了後３月以内に、農地法第６条の２第１項で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について同意市町村の長に報告しなければならない旨

ウ　その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項

(ｱ) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

(ｲ) 原状回復の費用の負担者

(ｳ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取り決め

(ｴ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取り決め

(ｵ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取り決め

⑦　①に規定する者の農業経営の状況

（８）同意

本町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、（７）の②に規定する土地ごとに（７）の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が５年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について２分の１を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

（９）公告

本町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は（５）の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち（７）の①から⑥までに掲げる事項を本町の掲示板への掲示により公告する。

（10）公告の効果

本町が（９）の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

（11）利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

（12）紛争の処理

本町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13)農用地利用集積計画の取消し等

①　本町の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア　その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ　その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ　その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

②　町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア　(9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ　①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③　本町は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画のうち②のア及びイに係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取り消しに係る部分を川島町の広報に記載することその他所定の手段により公告する。

④　本町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取り消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。

２　農地中間管理機構が行う事業及び特例事業の実施の促進に関する事項

（１）川島町は、埼玉県下一円を区域として農地中間管理事業を行う埼玉県農林公社との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同公社が行う事業の実施の促進を図る。

（２）町、農業委員会、農協は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした農地中間管理事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

３　農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

（１）農用地利用改善事業の実施の促進

本町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

（２）区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（１～数集落）とするものとする。

（３）農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、（２）に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

（４）農用地利用規程の内容

①　農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア　農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ　農用地利用改善事業の実施区域

ウ　作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ　認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ　認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ　その他必要な事項

②　農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

（５）農用地利用規程の認定

①　（２）に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第２３条第１項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第４号の認定申請書を本町に提出して、農用地利用規程について本町の認定を受けることができる。

②　本町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第２３条第１項の認定をする。

ア　農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ　農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ　（４）の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ　農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③　本町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本町の掲示板への提示により公告する。

④　①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

（６）特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

①　（５）の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和５５年政令第２１９号）第５条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

②　①の規定により定める農用地利用規程においては、（４）の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア　特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ　特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目　　　　　標

ウ　特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③　本町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（５）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（５）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（５）の①の認定をする。

ア　②のイに掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ　申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④　②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第１２条第１項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

（７）農用地利用改善団体の勧奨等

①　（５）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

②　①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③　特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（８）農用地利用改善事業の指導、援助

①　本町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

1. 本町は、（５）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、東松山農林振興センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構（埼玉県農林公社）、農地利用集積円滑化団体等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

４　農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

（１）農作業の受委託の促進

本町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア　農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ　効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ　農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ　農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ　地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ　農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

（２）農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

５　農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

本町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

６　新たに農業経営を営もうとうする青年等の育成・確保に関する事項

　　　第１の６（２）に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、本町は就農相談等を通じて就農希望者に対する就農に向けた情報の提供等を行うとともに、就農後間もない青年等については、個別巡回や各種研修会等により、地域農業の担い手として育成支援する体制を強化する。

また、青年等就農計画制度の推進や、国・県等による関連事業の効果的な活用等により、新規就農者の経営力を高め、確実な定着を促進する。さらに、認定新規就農者については、必要に応じて経営指導等のフォローアップを行い、認定農業者への計画的な誘導を図る。

なお、就農相談及び就農に向けた情報提供、栽培技術や経営ノウハウの習得、就農後のフォローアップ等については、必要に応じて、農業委員会、埼玉中央農業協同組合、農林振興センターと連携し、役割を分担しながら取組を進める。

７　その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

（１）農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本町は、１から６までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア　本町は、農業生産基盤整備の促進を通じて、水田の大区画化を進めるとともに、カントリーエレベーター、野菜集出荷施設等の農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ　本町は、農業構造改善事業によって農村の活性化を図り、農村の健全な　発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

ウ　本町は、地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取り組みによって、水稲作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。特に、地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい営農展開に資するように努める。

エ　本町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

（２）推進体制等

①　事業推進体制等

本町は、農業委員会、東松山農林振興センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後１０年にわたり、第１、第４で掲げた目標や第２、第３の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

②　農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本町は、このような協力の推進に配慮する。

**第７　その他**

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

１　この基本構想は、平成２２年６月１０日から施行する。

２　この基本構想は、平成２６年９月３０日から施行する。

３　この基本構想は、令和４年４月１日から施行する。